

冠婚葬祭互助会の解約手数料について

事例

冠婚葬祭互助会に入っていたが、利用することがなかったので解約を申し出たら、解約手数料を差し引くといわれた。積立金は全額返ってこないのでしょうか？



アドバイス



冠婚葬祭互助会とは、結婚式やお葬式などに備えて、毎月一定金額の掛け金を冠婚葬祭のサービスを提供する業者に積立てるものです。そのサービスを必要としたときに、事業者から契約したサービスが受けられるという仕組みになっています。

互助会は冠婚葬祭のサービスを目的としたものなので、預貯金とは異なり利息はつきません。また、解約するときには約款に基づいて解約手数料が差し引かれることになるため、解約返戻金は積立金全額より少なくなります。加入直後に解約する場合は、ほとんど返金されないようです。

〈解約手数料〉

業界団体である「全日本冠婚葬祭互助協会」の標準約款に沿った解約条項を参考に各冠婚葬祭会社が決めています。

手数料の内容は、契約の締結に要する募集手数料や集金などの費用で、一般的には2割前後の手数料が多いようです。手数料については契約約款に明記されていますので、契約の際には事業者の説明を受けて、よく理解した上で判断しましょう。

〈解約返戻金〉

積立金から解約手数料を差し引いて手元に返ってくるお金のことです。解約申請書類を互助会側が受け取ってから45日以内(平成13年4月以降の契約の場合)に返金しなければならないことになっています。

それ以前の契約についてもできる限り現行の基準で解約対応するようにと経済産業省より指導されているようです。

解約手数料が高すぎるとの判決が



最近の裁判所の判断を参考にご紹介します。

参考判例

解約金が高過ぎると消費者団体からの訴訟の控訴審判決
平成25年1月25日 大阪高等裁判所判決

中途解約金条項差し止めの裁判で、解約金としては入金の振替費用や会報の作成・送付費用だけで解約金条項は高過ぎ、消費者契約法に違反して無効と判断され条項の大部分の使用差し止めを命じた。

この判例を受けて、解約手数料の見直しなどが行われるかもしれません。今後の動向に注目してください。



人のうごき

人口40,656人(−7) 男19,926人(−8) 女20,730人(+1) 世帯数13,793世帯(+4)

65歳以上の人口 10,402人 高齢化率 25.59% ※カッコ内は前月との比較【平成25年3月1日現在】

